平成２３年（フ）第１０４号
石川県加賀市山中温泉上原町ハ100番地しらさぎ住宅１―402
債務者　古川　明美（旧姓串谷）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２０５号
長野市大字下駒沢2226番地、前住所長野市大字下駒沢2202番地19
債務者　髙橋　　芸
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
長野県安曇野市穂高柏原1537番地11
債務者　山田　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２３７号
長野県塩尻市大門幸町１番18号　コーポなかじまＢ－４
債務者　川上　　繁
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７６号
長野県諏訪市高島４丁目1635番地１　川端荘８号
債務者　赤羽　三男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１０３号
京都市中京区壬生東高田町２番地２　プェネリジェール西五条Ⅱ401号
債務者　中村明沙美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６７号
京都市山科区東野片下り町41番地９　サンサーラ21Ⅱ501号
債務者　篠原　慶子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６１号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地６棟802号
債務者　亀井　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６５号
京都府宇治市小倉町老ノ木46番地の８　ネオレジデンス辻1102号
債務者　光永　哲博
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６７号
京都市南区東九条北松ノ木町26番地の１　第三洛南荘３号室
債務者　井﨑　憲子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市上甲東園２丁目７番50―306号
債務者　十河　　礼
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２８号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目５番20号、住民票上の住所大阪府豊中市島江町２丁目21番３号
債務者　三品支帆子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４１号
兵庫県西宮市櫨塚町２番15―307号、住民票上の住所兵庫県西宮市津田町５番10―408号
債務者　西本　美光
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４号
広島県江田島市大柿町飛渡瀬1049番地１
債務者　谷岡　貴弘
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４７号
広島県呉市仁方皆実町10番９号
債務者　高野　龍也
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２３１号
広島県福山市多治米町３丁目33番16―２号、旧住所広島県福山市川口町２丁目９番48号
債務者　**德**山　博子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３６号
広島県福山市平成台32番11号　101
債務者　豊髙　昭子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係